

視点

Point of View



国際会計教育基準審議会 (IAESB) ボードメンバー

早稲田大学大学院会計研究科教授

かわむら よしのり

川村 義則



国際会計教育基準審議会 (IAESB) の動向と 会計教育基準の役割

1. はじめに

このたび、私事ではあるが、日本公認会計士協会 (JICPA) の支援を得て、2016年1月より、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) に設置されている国際会計教育基準審議会 (International Accounting Education Standards Board: IAESB) のボードメンバーを拝命する運びとなった。前ボードメンバーの平松一夫関西学院大学教授は、2期6年の任期を昨年12月をもって終えられたところである。JICPAの森 公高会長、総務本部研修グループの皆様には、任命のプロセスにおいて多大なご支援とご高配を賜った。さらに、IAESBでの活動に対して、早速、JICPAの継続的専門研修制度担当の浅井万富常務理事、テクニカル・アドバイザー (Technical Advisor) の椎名 弘理事、IES検討専門委員会の皆様から多大な支援をいただいている。誌面をお借りして、厚くお礼申し上げる次第である。

残念ながら、IAESBの活動については、わが国において広く知られているところとはいえない。本稿では、IAESBの動向と課題を踏まえて会計教育基準の役割について述べ、関連して、公認会計士への期待について述べる。JICPA会員諸氏をはじめ多くの方々により関心を持っていただくことができれば望外である。

2. IAESBとは

IAESBの目的・構成・手続等は、IFAC理事会が定める付託事項 (Terms of Reference) において明らかにされている。

これによると、IAESBの母体であるIFACの任務は、その定款において、高品質な国際基準及び指針の開発・適用・実施に貢献し、強固な会計職業専門家団体及び会計事務所の構築と職業会計士による高品質な業務の提供に貢献し、職業会計士の価値を世界に広め、かつ、会計専門職の専門性が最も必要とされる領域における公共の利益の問題について発言することによって、公共の利益に資することにあるとされている。このような任務を達成するために、IFAC理事会はIAESBを設置し、IFACからの支援と公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) の監督のもと、独立の基準設定主体として活動するものとされている。

IAESBは、公共の利益のため、また、その権限の範囲で、資格取得前の教育・訓練と継続的専門教育・開発に関する、高品質な基準、実務書その他の文書を開発し、公表している。会計教育を扱う性格上、IAESBは、先進国が途上国の会計インフラの整備に貢献するための触媒としての役割を果たすことも期待されている。

IAESBの目的は、以下に定める活動によって、公共の利益に資することにある。

- ・職業会計士の教育、能力開発及び評価に関する良好な実践 (good practice) を反映した、高品質な基準その他の文書を策定すること
- ・国際教育基準の適用及び施行を促進すること
- ・国際教育基準の施行状況を測定するための教育指標を開発すること

・職業会計士の教育、能力開発及び評価に関連した今日的な課題に関する国際的な議論を推進すること

IAESBのボードメンバー（議長及び副議長を含む。）は、IFAC指名委員会の推薦とPIOBの承認を得て、IFAC理事会が任命する。IAESBは、18名のボードメンバーによって構成され、このうち9名以内は実務家メンバー、3名以上がパブリックメンバーである。任期は3年であり、通算2期まで（議長は、原則通算3期まで）再任が可能である。2016年2月現在、議長は、イギリス人のChris Austin氏である。

IAESBの活動には透明性が求められ、基準開発に際してはPIOBによって承認されたデュー・プロセスに従わなければならない。年に2回の理事会が開催され、議決には12名以上のボードメンバーの賛成が必要である。ボードメンバーは、1名のテクニカル・アドバイザーを指名することができる。理事会とは別に、諮問グループ（Consultative Advisory Group：CAG）が設置されており、IAESBに対して助言を行っている。そのほか、プロジェクトごとにタスクフォースが設けられており、そのメンバーは、ボードメンバーとテクニカル・アドバイザーが分担している。

IAESBは、職業会計士のための学習及び能力開発の原則を取り扱う「職業会計士のための国際教育基準」（International Education Standards for Professional Accountants：IES）を公表している。IESは、職業会計士のための学習及び能力開発における良好な実践を規定しているので、IFAC加盟団体の教育規定の中に取り込まなければならない。現在、IESは、第8号まで公表されている。

これに加えて、職業会計士のための国際教育実践意見書（International Education Practice Statements for Professional Accountants：IEPS）が、職業会計士の学習及び能力開発における一般に認められた良好な実践の導入に資するものとして公表されている。IEPSは、IESに関連する問題について、解釈、例示又は拡張する場合もある。

そのほか、必要に応じてIAESBは、「職業会計士のための国際教育情報ペーパー」（International Education Information Papers for Professional Accountants）などの強制力のない参考文書の公表も行っている。

3. 会計・監査制度における会計教育基準の役割

会計・監査制度における会計教育基準の位置づけは、会計基準や監査基準とは、多くの面で異なっている。端的には、わが国において、国内の会計教育基準は存在しない。会計教育に関する内容は、公認会計士試験、実務補習、継続的専門研修制度などの個々の制度を律する法令やJICPAの会則等によって定められている。

国際基準であるIESの適用対象となる主体は、基本的には、JICPA等のIFACの加盟団体（member bodies）である。IFACの加盟団体は、各国においてIES導入・施行の義務を負

う。その意味では、各国において実践される会計教育を担う教育プログラムの提供機関やその履修者（職業会計士を含む）に対するIESの影響は、間接的なものととどまる。

わが国においてIESが実質的に強い影響力を及ぼしているのは、継続的専門能力開発（continuous professional developments：CPD）の領域である。現在、JICPA会員は、公認会計士法第28条に従って、継続的専門研修制度（CPE）を受けることが要求されているが、例えば、3年間で120単位の取得（公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令第1条、継続的専門研修制度に関する規則第6条）などに関する規制は、IES第7号の規定と整合している。

また、適用対象を監査の専門家（audit professionals）に絞ることによって、一般の会計士に適用されるよりも厳格な内容の専門能力を求めるIES第8号が公表されている。IES第8号が定める監査の専門家に必要な専門能力は多岐にわたっており、例えば、監査の専門家を養成する教育プログラムにおいては、国際監査基準、国際会計基準、情報テクノロジー等に関する知識の習得、並びに問題解決能力、職業的懐疑心、職業専門家としての判断等の技能の習得が求められている。CPDにおいても、一般の会計士向けのIES第7号を超えた内容を備えることが示唆されている。このように、IES第8号の内容は、監査人として習得すべき必要な専門能力を具体的に明らかにしており、監査基準が定める監査主体に関する規定を会計教育の面から補完するような役割を担っている。

4. おわりに

およそ独占的に認められた業務を行うプロフェッションにおいては、職業倫理と専門能力の不断の研鑽が不可欠である。IAESBの議論では、各国における会計教育の現状を参考にするとともに、しばしば医師や保険数理人などの他のプロフェッションにおける専門教育との比較が行われている。それぞれ、職業倫理や専門能力とその養成に関する厳しい自主規制が行われており、会計プロフェッションにおいても同様の課題が存在することは明白である。

現在、IAESBは、CAG及びPIOBからの助言を受けて、将来の戦略及び優先事項に関する意見収集を行い、2017年から2021年に向けての活動方針を模索しているところである。学習成果アプローチの拡大、職業的懐疑心や職業的判断に関する専門能力の改善などが具体的な課題として挙げられている。IAESBの動向については、本誌及びJICPAウェブサイトにおいて継続的に情報提供が行われ、IES検討専門委員会において意見集約が行われているところであるが、会計教育に関しては国内的に十分な議論が行われているとはいいいく。今後は、国際的な視野に立った会計教育に関する調査研究を推進し、わが国からの意見がIESにより適切に反映されるよう、国内の議論がますます深められていくことを期待している。